

英國の對印度植民政策(其の一)

島 村 俊 彦

第二節 遷 延 政 策

(一) 遷 延 政 策

英國の印度統治に於ける根本的態度が印度をして永く其の植民地たる地位に止まることを企圖するものであること及び其の目的を達するための手段の一つとして分割統治政策のあることは既に前節に於て述べた通りである。

英國の對印度植民政策目次
第一章 英國の寶庫印度
第二章 統 治 政 策

第一節 分割統治政策

- (一) 印度の人種
- (二) 印度の言語
- (三) 印度の宗教

- (イ) 印 度 教
- (ロ) 回 教

- (四) 回印兩教徒の相剋

(五) 英國の分割統治政策(以上第三卷第六號)

第二節 遷 延 政 策

- (一) 遷 延 政 策

(二) 印度人の政治的地位の變遷(以上本號)

第三節 印度人に對する差別主義

第四節 暴力的彈壓政策

第五章 文 化 政 策

第六章 經 濟 政 策

第七章 對王侯國政策

第八章 對ビルマ政策

第七章 英國の對印政策への反抗としての國民運動の進展

英國の對印統治政策の他の一特徴をなす、謂ゆる遷延政策もまた、其の目的とするところは分割統治政策と同じく、印度の植民地たる地位の永續を目指すものに外ならない。

ところで遷延政策といふ言葉によつて後に述べるやうな内容を包含せしむることには多少の無理があるが、外に適當な言葉が見當らないので假にこの言葉を用ひることにした。

そこで先づ遷延政策といふ言葉の持つ意味についての説明から始めることとしよう。

遷延政策といふ言葉は先づ第一に消極的な態度を意味してゐる。即ち英國の利己的判断に基づき、己に利益なしと思はれることについては、對手方から求められない限り、決して積極的に與へようとはしない。第二に對手方から好ましからざる要求を受け、周圍の事情から之れを容れざるを得ない場合に立到つても、問題の解決を出来るだけ引延さんと努力する。第三に對手方の要求が次第に熾烈となり、最早黙殺し得ないといふ事態に達する。ここで漸く中譯的な讓歩をして對手方の強硬態度の緩和に努める。勿論讓歩といつても成る可く實質的な讓歩はせず、名目的な讓歩によつてお茶を濁さんとする。のみならず讓歩するに當つても、分割統治或は後に述べる彈壓政策の原則に基づき、讓歩が同時に對手方陣營の分裂抗争を誘

發する如く、また讓歩が更にそれ以上の讓歩の原因とならざるやう不平等を彈壓せんとたくらむのである。是等の統治方式が謂ゆる遷延政策といふ言葉によつて示される統治策であつて、英國植民政策的一大特徴をなすものである。

分割統治政策といひ、遷延政策といひ、何れも英國の國民性の一面たる粘り強さ、彈力性、狡猾さを反映せるものであり、國民性の他の一面たる冷酷性は後に述べる彈壓政策或は英印人差別主義として、また貪慾性は採取政策として具體化してゐるのである。

遷延政策は、印度人の政治的要要求に對する英國側の態度に於て典型的に現はれてゐる。

十九世紀の半以後より現在に至る時期は、政治的には印度人の政治的要要求、自治権の要求を繞る争鬭と、之に對する英國側の讓歩に讓歩を以てする、妥協の時代であるが、それも決して實質的な讓歩はなき、最少の名目的讓歩によつて、印度人の政治的要要求を宥和するための掛けが粘り強く續けられた時代であった。

前世紀以來の絶えざる鬪争によつて、印度が現在までに獲得せるものは僅かに州自治に過ぎない。然かも地方自治とは單に形式上のものに過ぎず、最後の決定権は依然總督及び知事に掌握されてゐるため、結局總督及び知事の獨裁政治が保持されてゐる。

勿論英國も最後には印度の獨立を認めざるを得ない時が來ることは觀念してはゐるであらうが、今後小刻みに讓歩を繰返へすことによつて、尙ほ當分の間は印度支配を繼續し得ると考へてゐるのであらう。在印の一英人は「現在の如き狀態の續く限り、英國は印度に對し讓歩に讓歩を重ねるとも、今後少くとも數百年は讓歩の材料に窮することはあるまい」と嘯いたとい

ふことであるが、蓋し英國の對印度統治方針を表明して遺憾なきものであらう。

以下前世紀の中葉、英國直轄統治以來最近に至る、印度人の政治的地位によつて遷延政策の如何なるものなるかを知り得るであらう。

(二) 印度人の政治的地位の變遷

印度に於ける英國の政治的秕政、經濟的收奪、之等を原因とする餓饉の頻發、印度手工業の沒落、農村の荒廢等によつて次第に蓄積されつゝあつた印度人の不滿は一八五七年遂に最初の民族運動たる土民兵の叛亂として爆發した。叛亂はたちまち、英國支配の下に呻吟せる一般民衆にまで波及し、全印度は叛亂の嵐に巻き込まれた。かくて一時英國の印度支配は危惧に頻したが、叛軍側の内部的對立と英國側の巧妙なる戰略によつて、叛亂は遂に鎮壓せられてしまつた。

セポイの叛亂を機として、英國の反東印度會社與論は沸騰し、翌五八年には東印度會社は解散せられ、印度は一八五八年の印度統治法により英國政府による直接統治に移されることになつた。爾來現在に至る八十餘年間は、印度人の民族的自覺の發揚に伴ひ、英國側が讓歩に讓歩を重ねてゐた時代であつて、此の間印度人の參政の道は次第に開けてゐつたのである。

そもそも印度に於て立法事項のみを處理する機關が初めて設置されたのは一八六年の總督立法參事會であつて、印度人も總督の任命によつて之れに參加せしめられることとなつた。これ印度人參政の初まりである。

總督立法參事會は總督主宰の下に、總督行政參事會員（總督行政參事會は總督主宰の下に國王又は印度大臣によつて任命せられる普通參事會員と

軍司令官たる特別參事會員によつて組織される)と總督によつて任命される附加參事會員とを以て組織され、附加參事會員のうち少くとも半數は非官吏たる印度人、ヨーロッパ人、アングロ・インディアン(英印混血兒)によつて組織されることになつてゐた。

またボンベイとマドラスのプレシデンシー(ボンベイ、マドラス及びカルカッタの諸州は古稱に従ひ特にプレシデンシーと呼ばれる)にも知事立法參事會が設置され、行政參事會員、檢事長及び附加參事會員(知事任命、半數は非官吏)によつて組織されることとなつた。かくて印度人も英人同様に議員に任命され得る資格を與へられた。

立法參事會は立法の目的のみに開催され、而して立法參事會員の權限は、一定の法案についてのみ發言を許されるのみで政府の參事會員に対する質問權、回答要求權もなく、政府當局の施設を糾撻することも許されなかつた。また財政法案に對しては何等の發言權も認められなかつた。

かくの如く立法參事會は政府の諮詢機關に過ぎなかつたのであるが印度人に何等の諮詢權を與へられなかつた從來の專政制度に比べれば一段の進歩であることは認めてよいであらう。

かかる政治機構は一八九二年の印度參事會條令の發布まで著しき改革を経ずして運用されてきた。然るにこの三十年間に於て、印度は各方面に於ける近代化への道を歩みつゝあつた。鐵道の發達、外國貿易の急速なる發展、近代的企業の勃興、教育の普及等は之に伴ひ知識階級印度人の政治的自覺を急速に増大せしめつゝあつた。恰もかかる際、一聯の事件が起り、知識階級間に於ける對英感情を悪化せしむる結果を來した。

それは第一に、印度人の官吏登用を事實上不可能ならしむるために故意に印度文官試験の受験資格を變更したこと、第二にアフガン戰爭(一八七

八—七九年)は印度財政に對して非常な重壓を加へたが、そもそもその戰争が全然英國の利益のためのものであつたといふこと、第三に武器條令によつて印度人の武器所有が禁ぜられ、またヴァーナキュラー新聞條令によつて印度新聞が沈黙を強制されたこと等で、これらの事件によつて、次第に高まりつゝあつた反英感情は急激に増悪した。當時印度人の民族意識の昂揚と對英憤懣は正にセポイ叛亂當時にも比すべき熾烈さであつたといはれてゐる。

國民會議の創立はかゝる情勢の下に行はれたものであり、印度の反英的政治團體の發生の抑へ難きを察した英國は先手を打つて、進んで印度國民會議を組織し、それを英國に有利な方向に誘導せんとした。

一八九二年の印度參事會條令は次第に増大し行く印度人の政治的要求に對する英國側の讓歩の結果であり、立法府の權限擴張と選舉主義の採用の要求が僅ながら容認された。

同條令によつて、中央及び地方の立法參事會はその組織を擴大するも共に、その權限も擴張された。即ち中央及び地方の總督及び知事立法參事會の附加參事會員が増員されるとともに、附加參事會員中非官吏會員の一部のものについて、之を推薦する權限を自治團體又は下級政廳等の推薦團體に與へ、間接的制限的ながらも選舉主義の原則を採用した。

尤も附加參事會員の任命權は依然として總督又は知事の手にあることは舊法と變らない。同令は參事會員に對し豫算案についての討議權(但し採決權は賦與されなかつた)及び行政部に對する質問權を與へ、また州立法參事會の權限についても之を明確に規定し、僅ながらも權限の擴張を行つた。

さて十九世紀の末期に於て印度は歴史上稀有な長期にして激烈な饑饉に(1)

襲はれ、それと共に猛烈なペスト、マラリアが猖獗を極め莫大な死亡者を出した。

(註) 一八七六—七八年 デカン高原地帯よりパンジャブに及ぶ大饑饉

一八九五—九七年 西北國境州よりマドラスに及ぶ大饑饉

一八九九—一九〇〇年 デカン高原地帯よりパンジャブに及ぶ大饑饉

かゝる出来事は帝國主義政策が印度に如何なる影響を及ぼしつゝあるか

を民衆に痛感せしむるに役立つた。鐵道は饑饉の時には農民に物資を給與する手段として有用であり得るが平時は農民の食料其の他の生産物を容易に運び去る。また灌漑は農民をして輸出向農作物を栽培せしむるに役立つた。この二つのものは全印度をして英國に對する原料品の生産者たる地位に轉換せしめた。

かくて一見進歩の如く見えた印度の鐵道と灌漑は、それが印度搾取の手段として利用された結果印度の饑饉を激化し、勞働者、農民の貧窮を促進し、社會不安を激化した。

また當時英國は西藏、ブータン、ネパール、アフガン等の接壤地域、南アフリカ及び極東に於ける自己の權益の確保伸長のために印度の歲入を流用したが、これは印度に對する英國の唯一の目的が經濟的搾取であるといふ民衆の確信を愈、強めた。

かゝる形勢にあつた際に、總督カーラソンの彈壓政策が採られ、ベンゴール分割令を强行した。かくの如き一聯の出来事は印度人の國民的感情を刺

戟し、政治的地位に對する不滿を愈、高めずには置かなかつた。

また二十世紀初頭に於ける日本のロシアに對する勝利が印度人の民族的自覺を一段と昂揚せしめ、國民運動に對して大きな刺戟を與へたことは見逃せない。

かくて排英氣運は次第に濃厚となり、印度各所には祕密結社が組織され、テロと一揆が頻發し、全印度に亘つてスマデシ運動即ち英國製品の不買によつて政治的要求を貫徹せんとする運動が展開された。

かゝる事態に直面して英國は何等かの宥和策を探るの必要を認め一九〇九年、謂ゆるモーレー・ミント改革案を發布して印度人の要望に應へんとした。

モーレー・ミント改革 即ち一九〇九年印度參事會條令は先づ總督及び州立法參事會の規模を飛躍的に擴張し、附加參事會員も著しく増員されると共に選舉主義の原則を明確に規定した。しかるに中央に於ける總督立法參事會の構成は官吏議員の絶對多數を確保する如く仕組まれ、また非官吏議員のうちの若干は依然任命によるものであつたから、民族運動指導者は同改革を以て反動的改革となし之を排撃した。地方に於ては非官吏議員が多數を占める規定であつたが、實際に於て選舉議員が多數を占めたのは僅かにベンゴール州のみであつた。

また同會は宗教、經濟、其の他特殊利害關係（大地主、商業會議所、大學、回教徒）からの謂ゆる團體選舉制を採用してゐることは注目すべき點で、殊に宗教關係で選舉制を認められたのは回教徒のみであり、しかも回教徒については直接選舉制を採用したことは回教徒を懷柔し、以て印度人の結束を亂さんとする分割統治策の表はれであること謂はずして明かである。

一九〇九年の條令により立法參事會の權限は或る程度擴張された。即ち中央地方ともに豫算案に對し討議及び採決をなし得ることとなつた。更に一般社會に重大な利害關係ある重要議案については立法參事會は決議案を提出し、採決し、且つ政府當局の措置を糾弾する權限も認められるに至つ

た。

然しながら立法參事會に對する右の如き權限賦與も結局、立法參事會をして行政政府を補佐せしむる以上の事は何等企圖されてゐなかつたことは印度大臣モーレーが印度に議會政治を採用する何等の意圖を有するものでないと聲明したことによつて明かである。

一九〇九年の改革の他の重要な點は、英本國及び印度英人官吏の反対にも拘らず總督及び州の行政參事會に始めて印度人を參加せしむることとしたことである。尤も本國の印度參議院（印度大臣の補佐機關にして次官と參議院議員より組織さる）には既に一九〇七年に二名の印度人が議員に任命されてゐる。

さて一九〇九年のモーレー・ミント改革は印度の輿論を宥和するどころではなく、却つて印度人の反英感情を刺戟するの結果となつた。

次いで英國は一九一二年の印度統治法に於てベンゴール分割を取消し、更に行政區割の變更や、立法參事會の組織と選舉規程について若干の修正を加へたが、かかる英國側の讓歩も何等印度國民運動の要求を満足せしむることは出來なかつた。

一九一二年の印度統治法によるベンゴール分割令の取消に自信を得た革命派の陰謀はその後も續けられ、また從來英國に好意的であつた回教徒もベンゴール分割令の取消、英國のペルシャ、トルコ等に對する反回教的政策に不滿を抱くに至つた。更に南阿聯邦に於ける印度人排斥法は印度人を激昂せしめた。

かくの如く印度に於ける反英氣運が次第に激化しつゝあつた際に第一次大戰が勃發した。

第一次大戰は印度の獨立達成に絶好の機會を提供した。

英國の對土宣戰は、それをきつかけとして、印度回教徒をしてカリフ擁護の名の下に反英運動を開始せしめた。米國にある印度革命黨はビルマの叛亂を使嗾し、獨逸は印度の革命派に働きかけ、ベンゴール方面より武器を密輸せんと計つた。かくて印度の反英輿論は急速に悪化し、印度全地域にわたり何時革命が勃發するやも計り知れざる事態となつた。

かかる形勢に驚愕せる英國政府は、一九一五年印度保安法を發布し、危険分子を幽閉し、重大政治犯を特殊裁判によつて簡易に處罰する一方、新聞條令を以て極端な言論抑壓方針を探つた。

しかし戰爭そのものに對する印度人の公然たる反対が殆んど見られなかつたといふことは英國にとつて誠に幸であつた。

大戰は英國側によつて「自由とデモクラシーのための戰ひ」であると聲明された。そこで國民主義指導者は戰時中英本國に對し忠誠を示すならば、戰後自分等の要求が容れられるであらうと考へた。

戰時の難局に際し、印度人は英國に反抗する代りに、凡ゆる方法を以て英國を援助した。

英國は印度人を味方に引き入れ、反英抗争を緩和すると共に、印度人の示した莫大な人的、物的援助に報いるために一九一七年印度大臣モンターギュをして下院に於て「イギリスの政策の目標は、印度に於ける責任政府の漸進的實現にある」と聲明せしめた。

この聲明後、モンターギュは渡印し、總督チャルムスフォードと共に報告を提出した。この報告の研究並に審議の結果成立したものが一九一九年の印度統治法である。本法は一九二一年を以て實施されることとなり、こゝに於て印度に於ける最初の自治制度が謂ゆる兩頭政治制度或は二重政

治制度の下に部分的ながら州の政治の上に實現せられるに至つたのである。

一九一九年の印度統治法の骨子は大體次の三點に要約し得る。

一、中央政府と州政府との職能及び権限を分離し、從來の中央集權の方針を廢して、將來の聯邦制への基礎を置いたこと

二、從來の間接選舉制を廢して直接選舉制となし代議制の基礎を置いたこと

三、州の政治については二重政治制度の下に部分的に民主主義原則を導入し、印度人による自治制度を認めたこと

先づ州政府の改革について見れば、一九一九年の印度統治法によつて英領地域の行政を印度政府の管轄に屬する中央事項と州政府に屬する州事項に分離すると共に州事項を更に保留事項と移譲事項とに分け、謂ゆる二重政治制度の下に移譲事項について不完全ながら自治を許容した。尚ほ中央事項は國防、外交、土侯國關係、交通、通信、航海、貨幣、金融等を主とし、また州事項のうち土地關係、饑饉救濟、水利、山林、司法、警察、代理機能等は保留事項であり、移譲事項は地方自治、教育、保健衛生、土木、農工業獎勵が主たるものである。

州事項中保留事項は「參事會に於ける知事」の管轄に屬し、非官吏たる印度人をも含む行政參事會員を以て組織される行政參事會によつて所管され、知事が権限を握つてゐることは從來通りである。移譲事項は「州大臣」と共働く「知事」の管轄下にある。各行政部大臣は行政參事會員又は官吏に非ざるものの中より知事によつて任命され。知事の欲する期間在職する。各行政部大臣は移譲事項については原則として何等の干渉を受くることなく議會に對する責任を行使し得ることとなつてゐるが、しかし移譲事

項についても中央政府は一定の條件の下に州政府を取締り、指揮し、監督する権限を有するのみでなく、知事は移譲事項については反対の根據十分ならざる限り大臣の勸告に従はなければならぬが、然らざる場合には他の行動をとることを要求し得、更に知事は緊急の際空位によつて移譲事項を管掌すべき大臣が居らざる場合は一定権限以内で同事項を一時管轄しうる。その結果知事は移譲事項に關しても絶對的な権限が附與されてゐる譯である。

中央に於ける行政組織の改革は僅かであつたが、行政參事會の印度人議員は増員された。

次に州の立法機關たる知事立法參事會の組織と権限には大改革が加へられた。

即ち知事立法參事會が行政參事會員、任命議員及び選舉議員を以て組織されることは從來と變りないが、選舉議員が最低七割とされた事は注目すべき改革であつた。

また州立法參事會の選舉制度も改革が加へられ、從來の間接選舉より直接選舉に改められたと共に、選舉團體が更に細分され、一九〇九年の選舉制度に於ける大地主、商業會議所、大學、同教徒以外にヨーロッパ人、アングロ・インディアン、印度キリスト教徒、シーカ教徒及び農工鑛商の產業團體にも選舉制度が認められ、更にある州では女子の選舉権が認められた。

州立法參事會の権限もまた可成りの擴張をみ、法律の規定する一定の條件の下に州の平和にして且つ善良なる統治のために法律を作成する廣汎な権限が賦與された。然し印度の公債、關稅、印度政府の権限に屬する課稅、帝國軍隊、外國及び土侯國との外交關係、中央の立法府に留保された

事項等々については豫め總督の認可を経なければ法律を作成することが出来ず、更に州保留事項については、その法案が州立法參事會によつて拒否される。

されても、知事が必要不可缺と認むるときは知事の署名を以て法律としての效力を發生することになつてゐる。

かくの如く重要事項に關する最後の決定權が總督と知事に掌握されてゐる結果、立法參事會の立法活動は甚だしく限定されざるを得ない。

財政案については減債基金、國王又は印度大臣の裁可を經て任命された官吏の俸給、年金其の他特殊事項に關するものは州立法參事會の審議から除外され、また保留事項に關するものについては立法參事會の拒否する場合に於ても知事の認定によつて效力を發生するので州議會が最後の決定權を有するものは比較的重要性のうすい移讓事項に關する財政案のみに過ぎない。

次に中央立法機關について述べれば、從來の總督立法參事會なる名稱は印度立法議會と改名され、一院制の立法府は上下二院に改められた。

上院の定員は六〇名以内で、その内選舉議員三四名、任命議員二六名（官吏一〇名、非官吏六名）と定められた。

下院は定員一四四名、うち選舉議員一〇四名、任命議員四〇名（官吏二四名、非官吏一六名）とせられた。

選舉方法も改正され、州議會と同様に直接選舉と團體別の分離選舉制が採用された。なほ選舉資格については年齢の外に、居住、財產等について一定の條件を附し、かつ財產資格が上下院で異なるため選舉權者は上院で二萬人に過ぎず、下院に於ても百五十萬人と極めて制限的であつた。のみならず選舉制度が直接選舉制と宗教關係、人種、產業別の分離制度をとつてゐることは分割統治策の現はれとして注目すべき點である。議員の任期は

上院五年、下院三年にして議會の召集、解散、延期の權限は總督の手中に握られてゐる。

中央立法機關の權限も擴張された。中央議會は中央の事項のみでなく、原則として英領全地域にわたる、凡ゆる事項に關する法律を審議する權限を附與された。しかし中央議會は國家の公債及び收入、宗教、軍隊、外交等に關して何等かの影響を及ぼす如き法律を審議するに當つては豫め總督の承諾を必要とし、また議會が總督の勸告せる形式通りに可決することを拒否せる場合、總督が英領地域の安全及び利益のために不可缺と思惟するときは、その法案は總督の署名によつて議會を通過せるものと同様の效力を發生するので議會の權限は非常に限定されざるを得ない。

次に豫算については兩院は減債基金、公債利子、官吏の俸給及び年金、宗教、政治、國防等に關して總督令によつて決定された支出、法律により定められた支出等に關する事項以外については審議採決する權限が附與されてはゐるが、然し財政案は總督の勸告なしには上程し得ないし、また議會が財政案を否決した場合には總督が自己の責任遂行上不可缺と認めた場合には議會の協賛を経たと同様に取扱ふ權限が與へられてゐる。更に總督は英領地域の安全のために必要と思惟する緊急の場合には、財政上の非常權限が附與されてゐるので議會の權限は極めて限られてゐる。

以上の如く印度議會は立法及び財政に關して、從來に比し相當大きな權限を與へられたとはいふものの、議會としては一つの絕對的權限も與へられてゐないのである。たゞ兩院とも選舉議員が絶對多數を占めてゐるとはいふものの、議會は總督の意思に反しては何等の決定權をも有し得ないのである。

かくて一九一九年の印度統治法は英國側としては相當思ひ切つた譲歩であることは分割統治策の現はれとして注目すべき點である。議員の任期は

あつたであらうが然し印度統治の實權は依然總督と知事によつて掌握され、印度人の獲得したところは結局名目上の自治に過ぎず、印度人の要望する自治領乃至安全獨立とは距ること遠いものであつた。

これより先き印度は大戰後の深刻なる經濟不況と未曾有の流行性感冒の猖獗の下に、深刻なる政治的社會的不安に包まれてゐた。

たまく一九一五年の、戰時特別法として發布された「印度保安法」が一九一七年滿期失效となつたので、印度政府は革命運動を壓殺するために、

一九一九年謂ゆる暗黒法案を總督立法參事會に提出し、全印度の反対を無視し、官吏議員の支持の下に強引に通過せしめた。これ即ち「ローラット法」であつて、この法律の目的は何等の取調べもなく、如何なる者でも捕縛し、投獄し得る權限を官憲に附與するにあつた。全印度はこの非人道的な法律の攻撃に沸き返つた。ガンジーは行動の必要を痛感し、敢然として蹶起した。かくてこゝにガンジーの印度指導時代が初まつた。ローラット

法に反抗せる印度民衆はガンジーの眞理把持(字義としては眞理の固執といふことであるが普通には消極的抵抗即ち非暴力、不服從、非協力運動を意味する)の運動に參加し、その運動はやがて全印度に擴がつたが、それは遂に暴動化の形勢を示し、殊に一九一九年に於けるガンジーの逮捕によつて事態は極度に陥惡となつた。ガンジーの逮捕せられて間もなく、アムリツァー市では四人以上の集會を禁ずる戒嚴令が布告されたが、それを無視した數千の印度民衆がアムリツァーの廣場に集合せるため、ダイヤー將軍は印度人部隊をして、群衆に對し無警告に發砲せしめ、死傷者千数百名を出し、あまつさへ負傷者救護の手段をも採らずに兵營に引上げるといふ事件が起きた。

これ謂ゆるアムリツァーの虐殺事件である。この事件に關し、英國上

院はダイヤー將軍の行動を支持し、また印度及び英本國在住の英人の間では將軍の勞に報いるために募金運動が盛大に行はれるといふ仕合であつた。

かゝる殘虐非道なる英人の仕打ちが嘗て見ることが出來なかつた程に印度人の民族的感情を刺戟し、かくして燃へ上つた反英感情は後々までも拭ひ得ない影響を残し、それ以後の印度獨立運動の根強い原動力となつたといはれてゐる。

かゝる空氣のさなか、一九二〇年に締結された英土和平協定が印度回教徒のカリフ擁護運動に油を注ぐ結果となり、こゝに印度回教徒の反英獨立運動も一段と燃へ盛つた。かくして一九一九年印度統治法は既に實施を見るに至らざるに早くも幾多の困難に遭遇すべき運命の下にあつた。

一九二〇年には一九一九年印度統治法實施の準備として第一回の總選舉が施行された。

この選舉に於て國民會議派は敢然として棄權の舉に出で、非協力運動、消極的抵抗の戰術によつて英國を屈服せしめんと企圖した。

かくして投票者は極めて少數に過ぎなかつた。國民會議派のボイコットの結果、州大臣が雜多な團體から擇ばれざるを得なかつたために、責任政上の權限を有してゐないことと、部下たる英人高級官吏を自由に使役し得る權限を賦與されてゐなかつたために、州政治の運営は不圓滑を極めた。

これより先き一九二〇年の總選舉を前にして。ガンジーは非協力主義運動の計畫を提議し、一部の反対者を除き大多數を以て採擇された。ガンジーの非協力運動は次第に熱烈の度を加へ、遂にガンジーの制止にも拘らず暴動化するに至つた。一九二二年にはガンジーは逮捕され、六年の刑に

處せられた。ガンジーに代つて國民會議を指導することになつたダスは非協力政策を放棄し、議會に代表を入れて、議會の機能を内部から破壊し、それによつて統治法の改革を強要する政策に轉向した。かくて國民會議はガンギー派とスマラチ黨に分裂を來すこととなつた。

一九二三年の第二回總選舉はスマラチ黨の參加の下に行はれ、中央の下院及び州立法參事會に於ける急進分子の勢力は著しく増大した。後にスマラチ黨を中心として國民黨が結成され、一九二四年の下院に於て、印度に完全なる自治を賦與するための圓卓會議開催の件を上程して、決議通過せしむる外、豫算案を否決する等の妨害工作が行はれた。また州に於ても州大臣の就任を拒否して移讓事項に關する統治法の運用を不可能なるしむる如き妨害行爲が行はれた。

かかる險惡なる事態に對應して、英國は更に一段の讓歩をせざるを得なくなつた。かくして生れたものが一九三五年の印度統治法である。新統治法の成立するまでの迂餘曲折については茲には省略する。

一九三五年的印度統治法の骨子は英領地域と土侯國よりなる聯邦制の樹立、州に於ける二重政治の廢止と全面的自治制の採用、中央に於ける保障附きの責任政治導入、ビルマ及びアーデンの分離及び選舉權範圍の擴張を規定せるものであつて、一九三七年四月より聯邦制以外の條項が實施された。

以上の如く、一見英國の讓歩による割期的改革の如く見られる一九三五年の印度統治法も、その實質に於ては依然英國による獨裁政治を維持せんとするものである。聯邦制は保守的、親英的な土侯國を加入せしむること、及び團體選舉制の採用によつて反英統一勢力の結成を阻止することを企圖せる分割政策の現はれであり、全印度は擧つて之に反対した。また地

方自治の賦與も、その形式はとにかく、其の實質に於ては印度人の期待せる自治領と距ること甚だ遠いものであつて、到底印度人を満足せしむるものではなかつた。ビルマの分離は食糧に於ける印度のビルマ依存性を利用して印度牽制の具たらしめんとするものである。

先づ中央の行政機關としては總督主宰の下に、聯邦議會議員中より任命される處の各省大臣によつて組織される大臣會議があり、大臣會議が總督を輔弼し、必要なる進言をなすことになつてゐる。しかし總督の保留事項（國防、外交、宗教）及び左記の如き特別責任事項については大臣會議の輔弼を要せず、總督は自己の判断によつて任意に處理しうるのみでなく、大臣會議の輔弼事項についても、總督は大臣會議の進言に盲従する必要はなく、必要と認むるときは自己の判断に従つて處理しうる。特別責任事項としては

一、印度又はその一部の平和安寧に對する重大脅威の防止

二、聯邦政府の財政上の安定及び信用の擁護

三、少數民族の利益保障

四、官吏の權利及び正當なる利益の確保

五、商業上の差別待遇防止

六、英國及びビルマ貿易に對する立法的不公平待遇の防止

七、王侯國の權利並に王侯の權利及び尊嚴の保護

等々の持權を有し、これについては總督は自己の行爲に對し英本國の印度大臣に責任を負ふのみで印度の聯邦及び州議會に對しては何等拘束されない。

次に地方制度については、二重政治を廢して、全面的責任政治制度を確

立し、原則として州政府の自治を認めた。

知事の下に補佐機關として内閣があり、各大臣は立法議會議員中より知事によつて任命され、知事の一存によつて免職され得ることとなつてをり、議會の多數黨が自動的に内閣を組織する譯ではない。大臣會議は行政執行につき知事を補佐し、必要なる進言を行ふものであるが、知事の保留事項、特別責任事項に關しては大臣會議の補佐を必要とせず、自己の裁量によつて任意に處理し得るのみでなく、大臣會議の補佐事項についても必ずしも、その進言に拘束されず、必要と認むるときには自己の判断によつて處理し得る。

知事は國防、宗教、外交に關し完全な獨裁權を保留するほか、總督と同様特殊責任事項として前記の如き廣義曖昧な事項を掲げ、それについては何等議會の拘束を受けず自由に處理しうる。

次に中央立法機關は總督及び上下兩院よりなる議會であるが、實質は總督の獨裁政治である。

總督は議會の召集、解散、諸法案裁可の權限を有し、印度の安寧秩序の確保、對外軍備の充實、宗教的少數民族の保護、土侯の權利擁護、英人に對する商業上の差別待遇、治安、宗教、國防、外交については總督は立法議會に對し否認權を有し、且つ必要なるときは議會の審議を中止せしめ、又非常の場合には緊急令發布の權限を有し、實際上總督は絶對權を握つてゐる。

財政案については議會の豫算審議權は著しく制限され、聯邦政府の増稅案、公債案、聯邦歲入を基準とする總ての支出は何れも總督の手を經て聯邦下院へ提出されるが、中央豫算提出權は總督のみに屬し、そのうち總督の保留事項、特別責任事項に關する支出は議會が審議し得ない。かくて議

會が審議しうるものは總額の二割に過ぎないといはれてゐる。

選舉制度については、議員の殆んど全部を選舉制とし、選舉權の資格も引下げられた。しかし分離選舉制によつて保守派、親英派が過半數を占むる如く仕組まれてゐる。

次に地方制度について述べれば、從來の二重政治制度を廢して全面的な責任政治制を確立し、原則として州政府の自治を認めた。

地方立法機關たる州立法參事會は其の名稱を廢止し、一院乃至二院制の州議會を設置することとなつた。

選舉制も非常に擴張され、完全な選舉主義が採用された。かくて選舉權者は舊統治法に比し飛躍的に增加したが、分離選舉制を採用し、保守派、親英派議員の絶對多數を確保する如き仕組である。

知事は州議會に對し召集、解散、法案の否認權並に緊急法令發布の權限を有することは從來通りである。知事はまた治安に關し緊急の場合には州議會を無視して必要と認むる措置を執り得るので依然として知事の獨裁政治が維持されてゐる。

以上の如く新統治法に於ても總督及び州知事は依然として絶大なる權能を保有し、ために舊統治法に比し形式的にはともかく實質的には殆んど何等の差違が認められないのである。

尙ほ聯邦制の實施の條件として全土侯國人口の半數以上を占め、且つ土侯國選出上院議員定員の半數を選出するに足る土侯國が聯邦加入を承認せることが必要とせられ、この條件が成立すれば英國皇帝が聯邦成立の日を指定することになつてゐる。この條件が充されざるに先立ち大戰が勃發したため、總督は中央兩院聯合會に於て聯邦制實施の無期延期を聲明した。

聯邦制に對する印度各方面の態度を見るに、土侯國は現在英國との條約

によつて有する特權、利益が聯邦制の下に於て十分に保護されないといふ専ら現状維持と特權保持の立場から反対の態度をとつてゐる。

國民會議派としてはかねて待望せる自治領獲得の立場から統治法について全面的反対の態度を示してゐる。

回教徒聯盟其の他も回教徒の利益毀損、自治の有名無實なること、種族別選舉制の不當等を理由として反対して居り、殊に回教徒聯盟は所謂パキスタン案の立場から多數黨政治たる聯邦案に反対するのは當然であらう。かくて聯邦制については印度各方面とも殆んど賛成者が無い實狀にある。

さて一九三七年の第一回州議會選舉には國民會議も參加し、新統治法反對を標榜して大勝利を得、自治州十一のうち六州では絶對多數、三州に於ては第一黨を獲得し、七州に於て自治政府を組織し、他の二州に於て聯立内閣に加はつた。以來幾度か政治上の危機はあつたが、結局英國側との妥協成立し、第二次大戰勃發まで、ともかく州自治制は運營されて來たし、社會經濟政策的な各種の改善を實現することが出來たのであつた。

然るに英國は歐洲の事態が緊急となるや一九三九年突如として、總督が緊急事態を宣言した場合には何時でも事實上の州政府の運營の權限を總督に賦與せんとする趣旨の新統治法修正案を議會に提出し、會議派の強硬なる反対を押切つて遂に可決してしまつた。

かくて總督は各州自治政府に對する指導及び統制の絶對的權限を賦與されることとなつた。

其の數日後に至り英國は對獨宣戰布告をなすに至つたが、印度總督も之に引續き印度の參戰を宣言し、戰時に於ける治安確保の手段として苛酷なる「印度保安令」を公布し、民族運動を抑壓するの學に出でた。かかる措置が印度人の不滿を醸したこととは云ふまでもない。然し印度の輿論はボーラ

ンドに同情し、從つてまた聯合國側に好意的であつた。國民會議派も最初のうちに相當妥協的態度を持し、英國政府がデモクラシーと自由のために、侵略主義撲滅のために戰ふのであるといふ宣言が印度に對して如何に適用されるものであるかに關して英國政府に宣明の機會を與へ、然る後に於て英國政府の受諾し得る限度に於て憲法修正を受諾する用意ある旨を表明したに過ぎなかつた。

この聲明は果然會議派其の他の方面に激しい反対を惹起した。會議派は英國との妥協の希望を放棄し、大戰に參加することを以て帝國主義政策を是認するものとなし、州に於ける國民會議派内閣は順次總辭職した。その結果會議派の絶對多數を占むる州と、第一黨である合計七つの州に於ては統治法の規定ある州自治及運用を停止し、僅かに四州に於て運用を見るに過ぎなくなつた。以來今日に至るまで四州を除き印度統治法は運用を停止されてゐる。

其の後印度状勢は國民會議派、回教徒聯盟の對立激化、會議派急進分子の進出等次第に險惡化していつたが、之に對應して英國も數次に亘つて妥協案を提示したが結局不調に終つた。かくて英國は妥協政策を一擲し、反英運動に對して徹底的な彈壓方針をとり、數萬の獨立運動者を逮捕した。

其の後英本土の危機増大とともに英本國には對印妥協論起り、妥協によつて印度の協力を得んとしたが、それは結局印度人を満足せしむることは出来なかつた。クリッップスの印度派遣と戰後の完全自治公約の如きかかる努力の現はれであつた。その後大東亜諸地域より英國勢力の擊退されるや、會議派の態度も硬化し、英國支配の全面的撤退を要求するに至つたが、果

然英國は正義人道の假面をかなぐり棄て、反英運動に對する假借なき彈壓に訴へるに至つたことは周知の通りである。

さて以上の如く、十九世紀の後半より最近に至る約八十年間は印度人の民族意識が次第に昂揚し、英國に對する政治的要要求が次第に熾烈となつていつた時代であると共に、かゝる印度人の要望に應じ英國も漸々ながら讓歩に讓歩を重ねざるを得なかつた時代である。

然しながら英國のなした讓歩なるものも、其の形式はともかく、實質的には殆んど何物をも與へてゐないといふことは誠に驚くに値することである。

先づ一八六一年に於て印度人は初めて立法機關たる總督立法參事會に參加することを認められた。然しながら立法參事會の權限が非常に限定され、印度人の參政とは名ばかりで、其の實が伴はなかつたことは先に述べた通りである。

一八九二年の印度參事會條令に於ても、中央及び地方の立法參事會の附加參事會員の非官吏議員の一部に一種の選舉制度が採用されたが、しかし附加參事會員の任命權は依然總督或は知事の掌握する處であつたから、總督或は知事の意思に逆らふ如き參事會員は其の職に止まることは不可能であつた。また同令によつて、豫算及び立法事項についての權限も僅かながら擴張されたけれども結局總督或は知事の絶對權の前には殆んど意義がなかつた。

一九〇九年に至つて總督及び知事立法參事會の規模が飛躍的に擴張され、また選舉主義の原則が明確に採用されたが、官吏議員が參事會の絶對多數を占めたのみでなく、非官吏議員の若干は依然總督の任命によるものであつたから機構の上からも選舉議員は微力な存在に過ぎなかつた。尤も

一九〇九年の條令により、立法參事會の權限は或る程度擴張されたが、結局に於てそれは立法參事會をして行政府の補佐機關以上のものたらしむる意圖はなかつた。

その後第一次世界大戰に際し、英國は印度に自治を與ふる旨の聲明をなし、印度の協力を確保したが、その聲明に従つて發布された一九一九年の印度統治法は甚だしく印度人の期待を裏切れるものであつた。

この改革によつて州の政治に、二重政治制度の下に部分的な自治制度が賦與された。即ち州の管轄に屬すべき州事項中移譲事項については不完全ながら自治が賦與された、州の移譲事項については行政部大臣は原則として何等の干渉を受くることなく處理し、議會に責任を負ひ得ることとなつてゐたが、しかし中央政府は一定條件の下に州政府を取締監督し得るのみでなく、知事も反対するの根據する場合には大臣の勸告に従ふを要しないので事實上知事は移譲事項についても絶對的な權能を有する譯である。

次に州の立法機關たる立法參事會員のうち選舉議員が全員の最低七割とせられたこと及び選舉制度が從來の間接選舉制より直接選舉制に改められたが保留事項は事實上知事の獨斷實行に委ねられて居り、保留事項關係の財政案も立法參事會の拒否に拘らず知事の認定によつて效力を發生するこになつてゐるので、大臣と議會の權限は非常に限定されざるを得なかつたのである。

次に中央の立法機關について述べれば、中央議會は一定の事項を除き英領地域全體にわたる法律を審議する權限が與へられてゐるが、總督が英領地域の安全と利益のために不可缺と認むるときは議會の否決せる法案も法律としての效力を發すべく、また豫算案についても一定事項については審議するの權能なく、その他の事項についても總督の勸告なしには上程し得

ず、また議會が否決した場合にも總督は自己の責任遂行上不可能と認むるときは議會の協賛を経たものと同様に取扱ひ得る權限を有してゐる。また總督は英領地域について非常權限が賦與されてゐるために、印度議會は立法及び財政案に關し、從來に比し一層の權限が與へられたとはいふものの議會としては何一つ絕對權を與へられてゐない實狀である。

一九三五年の統治法に於ても總督並に知事の權能は絶大にして頗る廣汎な獨裁權を有し、實質に於て一九一九年統治法と何等異ならない。中央に於ける總督の保留事項については總督が之を任意に處理しうるのみでなく、總督及び知事の特殊責任事項については種々の廣汎なる特權を有し、聯邦議會、州議會には何等責任を負ふ必要はない。かくて議會の立法の分野は極めて限定され、かつ英國議會及び總督の權限により如何様にも制限し得るものであり、従つて印度人の自治とは名ばかりで實際は單位なる諸機關に過ぎない。

議會の豫算審議權も非常に制限され、保留事項、特殊責任事項については審議の權限はない。かくて議會の審議し得る豫算の範圍は極めて限られてゐる。

總督及び知事の行政權執行については保留事項、特殊責任事項以外は大臣會議が輔弼することになつてはゐるが、必ずしもその意見に従ふ必要はなく自己の裁量によつて獨斷專行し得る。

また總督及び知事は議會の召集、解散、法案裁可の權限を有し、其の權能は眞に絶大にして恰も專制君主の佛がある。

右に述べた如く一八六一年以來印度人は漸次立法參事會員、行政參事會員或は行政部大臣に就任するやうになり、その權限も形式上は次第に擴張されは來てゐるが、しかし總ての権機は依然總督或は知事の掌握する處

で、印度人はそれらの制限された枠内で形式上の權限を與へられてゐるに過ぎないのである。

一八六一年以來の八十年の長い期間に於て、絶へざる反英國民運動に直面しつゝ、英國の一貫して採つた態度は與へるやうに見せかけて、その實何物をも與へないといふことであつた。

X

X

X

X

X